

続資料再考察「彼理登城將軍謁見之図」

資料課 上田 良知

はじめに

『神奈川県立公文書館紀要第7号(以下、紀要7号)』に掲載した、「資料再考察「彼理登城將軍謁見之図」(現在の資料名「ペリー横浜会談図」、以下「会談図」)に関して、「プチャーチンの図である」との指摘を受けた。しかし、具体的にどの図と同じであるかについての提示は無かったため調査を行った。

その結果、「会談図」は、「魯西亜使節應接図」⁽¹⁾と同じ図を写したものであることが判明した。「魯西亜使節應接図」は、嘉永6(1853)年、長崎において幕府の使節とロシア使節プチャーチンとが会談している様子を描いたものである。紀要7号執筆時に「魯西亜使節應接図」にたどり着けなかったのは誠に遺憾である。

しかし、今回「会談図」が「魯西亜使節應接図」と同図の写しであることが判明したことにより、当初の目的である「「会談図」は「ハリス登城將軍謁見の図」ではない」事を確定できたのは光明である。令和3(2021)年時点でも、「会談図」を「ハリス登城將軍謁見の図」として掲載している刊行物が発行されているため、「ハリス登城將軍謁見の図」ではないことを改めて知らしめていきたい。

さて、「会談図」が「魯西亜使節應接図」と同図の写しであることが判明したが、これを「プチャーチン会談図」と改めるのは早計である。それでは、「彼理登城將軍謁見之図」として伝来してきた過程を無視した、表面的な見方にしかない。紀要第7号では対象としなかったため掲載を省略したが、「会談図」は「〔品川第五台場図〕」・「於品川大日山上総下総辺山々眺望之図」と共に軸装されている⁽²⁾。後ろの2点はいずれも東京湾内の様子を描いたものであり、ここに突然、長崎でのロシア使節の図が差し込まれるのは違和感を抱かざるを得ない。そこで、「魯西亜使節應接図」と比較・検討を行ない、「会談図」がどのような性格の資料であるかを改めて検証したい。

1 「魯西亜使節応接図」との比較

まず、「会談図」と「魯西亜使節応接図」を比較する。

図1 ペリー横浜会談図

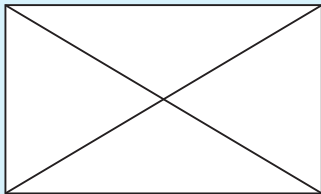
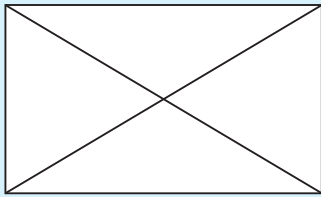
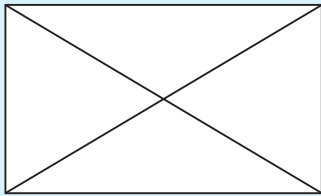
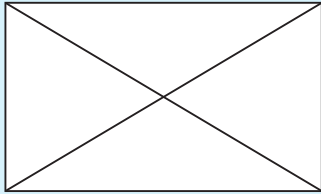


図1-1



図1-2

図2 魯西亜使節応接図



図2-1



図2-2



図2-3



図2-3



図2-5

図2-10に相当



図1-3



図1-4

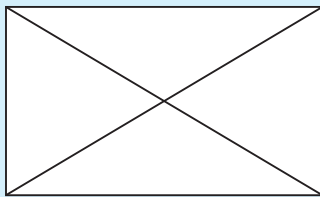


図1-5

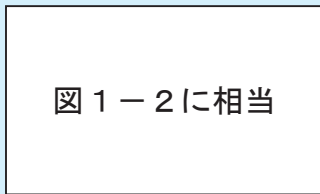


図1-2に相当



図2-6



図2-7



図2-8



図2-9



図2-10

「魯西亜使節應接図」に記された図のタイトルから、図2-1～2-4は嘉永6年8月19日、図2-5～2-7は同年11月14日、図2-8～2-10は同年11月18日の出来事を描いていることがわかる。

それぞれ構成を比較すると、「会談図」には長崎港(図2-1)および隊列の図(図2-2～2-4)が描かれていないことが分かる。また、「魯西亜使節應接図」では最後に配置されている図(図2-10)が、「会談図」では2番目(図1-2)に置かれている。そして、「魯西亜使節應接図」ではそれぞれの場面にタイトルが付けられているが、

「会談図」には無い。

省略されている箇所はどのような性格のものであるかを見てみよう。まず長崎港の図(図2-1)は、この図に描かれている場所を特定できるものである。次いで隊列の図(図2-2~2-4)は、ロシア軍であることを特定できるものである⁽³⁾。そして、それぞれの図のタイトルは、ロシア使節の図であることが判然とするものである⁽⁴⁾。省略されているのは、いずれもロシア使節との会談を描いたものであることが一目瞭然となる箇所であることがわかる。

では、ロシア使節を描いたものである事が判る図やタイトルを省略したのは何故か。それは、作成した人物が「会談図」をあくまでペリーに関連する「彼理登城將軍謁見之図」としたかったからではないだろうか。これは歴史資料としてではなく、商品として考えると意図が見えてくる。ロシア使節と判る箇所を除外することで、ペリー関連の商品を作り上げたと考えれば辻褄が合うだろう。作成経緯が資料として残っているわけではないので推測でしかないが、現在伝来している形からすると、このように考えざるを得ない。

では、これらを省略しただけで「彼理登城將軍謁見之図」と仕立てることは可能であるのか。次に、紀要第7号と重複する箇所もあるが、改めてペリーの会談の様子をみていきたい。

2 ペリー会談の様子と会談図の比較

検討には、江戸幕府が編纂した「通航一覧續輯」と、ペリー来航時に人々が見聞したことをまとめた「亜墨利駕船渡来日記」⁽⁵⁾を用いる。まず、ペリーとの最初の会談が行われた、嘉永7(安政元)年2月10日の様子を見ていこう。

資料1⁽⁶⁾

安政元甲寅年二月

十日、大学頭・対馬守・美作守・民部少輔・満太郎・其外役々之者、皆早朝より横浜応接之所へ相詰申候自注、此時応接所左右後三方ハ小笠原大膳大夫・真田信濃守人数相固幕張三面相圍候、海手ハ松平相模守人数番船数百艘相固め申候、九ツ時使節ヘルリ上陸仕候但、ハツテイラ船二十八艘にて列を整へ推渡り来る船ハ皆黒く御座候処、使節之船計者白く、旗も別なるを建申候、惣人数六百人計上陸ニ而音楽并調練等仕候、ヘル

り始三十余人応接所_ニ入列座致し、大学頭・対馬守・美作守・民部少輔・満太郎出
会挨拶_ニ及申候、

資料1から、応接所に入ったペリー一向は30余人であること、幕府側の儒者 林
(復齋) (覚弘) (政義) (長 鋭) (認役)
大学頭、町奉行 井戸対馬守、浦賀奉行 伊沢美作守、目付 鵜殿民部少輔、儒者 松崎
満太郎が出迎えたことが記されている。図1-1はこれに対応するだろう。

実際の会談の場面は、次のように記されている。

資料2 (7)

(二月十日)

今日、應接之席_江出動之日本方役人、林大学頭・井戸対島守・伊沢美作守・鵜殿民
部少輔・松崎満太郎・通辞森山栄之助、士格次席_ニ添
異人方使節ベルリ・副使ア、タムス・同フカナン・通辞ウリエムス、次席_ニ羅書記
森附添

資料2から会談に臨んだのは、幕府側は林大学頭、井戸対島守、伊沢美作守、鵜殿
民部少輔、松崎満太郎、森山栄之助の6名に「士格」の者が次席に控えていることが
分かる。一方のアメリカ側は、ペリー、アダムス、ブキャナン、ウィリアムズの4名
と次席に書記が付き添っていることが分かる⁽⁸⁾。これは図1-2に対応している。

資料3 (9)

最早夕刻にも及ひ候_ニ付問答相仕舞飲食等差出候、此時大学頭者休息所へ引申候、
是_者異人よりハ一層高く居り国家の為に自重仕候事に御座候、対馬守・美作守・民
部少輔・満太郎_者異人と相対し食事致し申候、食事相仕舞候節又大学頭罷出挨拶致
し、ヘルリ始皆々退散仕候、以後も飲食の節_者如此御座候

資料3からは、会談後ペリーらに食事をふるまっていることがわかる。会食に臨ん
だのは、幕府側は井戸対島守、伊沢美作守、鵜殿民部少輔、松崎満太郎の4名で、対
面で食事していることが分かる。描かれている人数は異なるが、図1-3に対応する

だろう。食事後ペリーらは退出するため、ここまでが2月10日の様子と考えられる。

資料4⁽¹⁰⁾

(二月)

一、十五日、二度目應接、日本出役人先之通り、異人上陸凡四百人計、はやし行列先日通り、今日者献上之物、手重き品ハ持来ル

2月15日には、二度目の会談が行われている⁽¹¹⁾。これが図1-4に該当するだろう。また、同日アメリカ側から貢物が送られている。これが図1-5に対応する。

こうしてみると、「魯西亜使節應接図」と構成を変えているのは、アメリカとの会談の様子にあわせたものであることがわかる。以上からも、「会談図」は「魯西亜使節應接図」と同図を写したものではあるが、ペリーとの会談の様子にあわせて作成されたものであるといえよう。

3 作者について

「魯西亜使節應接図」の写しであることが判明したことにより、もうひとつ疑問を抱いていた「会談図」の作者についても見てみたい

「会談図」の作者は、南画家の春木南溟とされている。しかし、本紙にも箱書きにも春木南溟の名は見られない。箱蓋の裏書に「方竹署」とあるが、これは箱蓋の「^(ママ)彼理登城將軍謁見之図」の文字を書いた人物と考える。春木南溟の名は、山口八十八⁽¹²⁾が入手した後に整理のため貼り付けたと思われるラベルに、作者として記されているのみである。山口コレクションには、同じ春木南溟作とされる「金河奇勝」がある⁽¹³⁾が、八十八は、「会談図」を春木南溟の作として入手、もしくは南溟作と判断したため、ラベルに南溟の名を記したのだろう。しかし、他に南溟の作であると判断できる材料はない。

「会談図」と共に軸装されている「〔品川第五台場図〕」・「於品川大日山上総下総辺山々眺望之図」についても南溟の名は見られない。また、それぞれに記されている文字を比較すると、いずれも別人のものなので、これらの作者は異なる人物であろう。

こうしたことから、「彼理登城將軍謁見之図」は、異なる人物が描いた3点の図を

軸装し、製作されたと考えられる。そのため、この資料の作者が春木南溟とするのは誤りであろう。

おわりに

今回の指摘を受け、「会談図」について次の様に対応したい。

- ・資料名は現行の「ペリー横浜会談図」のままとし、資料概要に「但し、プチャーチンと幕府使節が長崎で会談した様子を描いた「魯西亜使節応接図」と同図の写しである」との文言を付け加える。
- ・作成者から春木南溟の名は削除する。

以上としたい。

付論：神奈川県立公文書館における山口コレクションのあり方についての私見

今回の「会談図」が含まれる山口コレクションだが、幕末・維新期の著名人の書簡が多く含まれていることから、当館の資料群の中では衆目を集めやすいため、展示等に安易に利用されてきた⁽¹⁴⁾。しかし、山口コレクションほど神奈川県立公文書館が保存・管理すべき資料からかけ離れているものはないだろう。出所・収集過程が不明な上、目録⁽¹⁵⁾が不正確であるというものもあるが、資料の性格が当館とは相容れないからである。

当館の設置目的は、神奈川県立公文書館条例第2条で「公文書その他の記録（以下「公文書等」という。）で歴史資料として重要なものを収集し、保存し、及び閲覧に供し、並びにこれに関連する調査研究を行うとともに、県民に文化活動の場を提供する」と規定されている。「公文書その他の記録」という表現があいまいではあるが、これはいうまでもないものとして「神奈川県の」が抜けているためであろう。このことから、当館はアーカイブズとして二つの側面を持っているといえる。

一つは、収集対象の「公文書」を中心としてみた、神奈川県という自治体の「組織アーカイブズ」としての面である。これは、神奈川県という組織が作成した公文書および刊行物を収集・保存することを目的とする。

もう一つは、収集対象の「その他の記録」を中心としてみた、神奈川県内の神奈川

県以外の組織・個人の資料を対象とした「地域アーカイブズ」としての面である。これは神奈川県史を端緒とし、神奈川県内に伝来する地域資料の収集・保存を目的とする。神奈川県が作成した文書だけではわからない情報を、市町村作成資料や民間所在資料を収集することで補完するという考えである。これにより古文書・私文書や市町村発行の刊行物等を収集・保存している。

山口コレクションはこのいずれにも該当しない資料群である。山口コレクションは、昭和53(1978)年に神奈川県に寄贈され、文化資料館で所蔵することになった。現在公文書館が所蔵しているのは、文化資料館の資料が移管された際に、その一部に山口コレクションが含まれていたためである。文化資料館は教育委員会(当時)所管施設であり、その収集対象は「歴史的価値のある文書、記録、行政資料その他必要な資料」⁽¹⁶⁾とされていた。これも本来的には「神奈川県の」が頭につくと思われるが、どのような経緯で山口コレクションを文化資料館で所蔵することとなったかは詳らかではない。

さかのぼって考えると、山口コレクションは、公文書館設立時に公文書館に移管せず、図書館管理にしておくのが最適であったであろう⁽¹⁷⁾。図書館法第3条⁽¹⁸⁾では図書館が収集する資料として「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料」が挙げられている。また神奈川県立図書館条例⁽¹⁹⁾においても、神奈川県立図書館の設置目的を「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること」としている。そのため、神奈川県と関連のない資料であったとしても、収集目的からは外れないだろう。

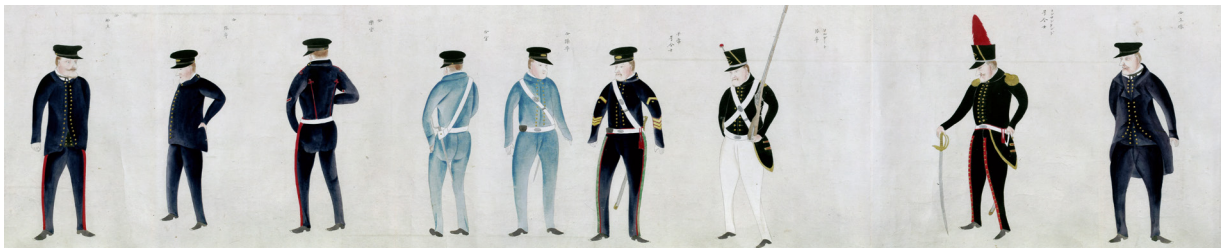
しかし、現状当館資料として存在しているため、保存上の管理は行わなくてはならない。ただし、前述のとおり本来当館で扱うべき資料ではないため、山口コレクションの再整理や資料内容の検証等を行なう必要は無い。そのリソースは、まだ公開できていない地域資料⁽²⁰⁾の整理に割り当てられるべきであろう。

安易な手法により衆目を集めようとする行為は当館本来の役割をゆがめ、長期的に見れば悪影響しかない。今後は、当館にとって山口コレクションは主たる資料ではな

いことを念頭に置いて、業務にあたっていかななくてはならない。

【注】

- (1) 「魯西亜使節応接図」(早稲田大学図書館 http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/ri05/ri05_09322/index.html (2022.3.1現在))。
- (2) 「ペリー横浜会談図」(神奈川県立公文書館 https://archives.pref.kanagawa.jp/archives/detail?cls=08_collect_anc&pkey=2199400718 (2022.3.1現在))。山口コレクションの資料画像は、平成24(2012)年度からは神奈川県立図書館と共同の神奈川デジタルアーカイブで、平成31年度以降は当館の新文書管理システムで、インターネット上で誰でも閲覧できるようになっている。
- (3) 「金河奇勝」(神奈川県立公文書館 https://archives.pref.kanagawa.jp/archives/detail?cls=08_collect_anc&pkey=2199400717 (2022.3.1現在)) に描かれたアメリカ軍の服装とは明らかに異なるのが見て取れる。



- (4) 神戸市立博物館所蔵「魯西亜人初テ来朝登城之図」(文化遺産オンライン <https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/37927> (2022.3.1現在)) も図が一部省略されて描かれているが、図のタイトルは記されている。
- (5) 西川武臣『亜墨利賀船渡来日記—横浜貿易新聞から—』(神奈川新聞社 2008年)、p. 1
- (6) 箭内健次 編『通行一覧續輯 第四巻』(清文堂出版 1972年) p. 570
- (7) 大野正義 編『『亜墨利賀船渡来日記』新井本』(大野正義 2017年) p. 228
- (8) アメリカ側の人数は、「実際にはペリー、参謀長アダムス、通訳のウィリアムズとポートマン、秘書のペリー (ペリーの息子)の五人であった」とされる。(前掲注3、p. 98)
- (9) 前掲注6、p. 575。

- (10) 前掲注7、p. 234
- (11) アメリカ側と「二度目の会談が行われたのは二月十九日のことで、二月十五日というのは間違っている」。(前掲注3、p. 128)
- (12) 山口コレクションを収集した人物。詳細は山口コレクション資料群概要 (https://archives.pref.kanagawa.jp/archives/detail?cls=07_collect_anc_mokuroku&pkey=9199300104(2022. 3. 1現在))を参照。
- (13) 久保佐知恵氏により、「金河奇勝」は南溟ではなく、息子の南華の作であることが明らかにされている。(久保佐知恵「春木南華研究序説—幕末を生きた町絵師の憂愁—」(『民族藝術 VOL. 28』 民族藝術学会 2012年))
- (14) 例えば平成16年度から実施されていたミニ展示は、山口コレクションの資料を紹介する目的で開始された。しかし、当館の設置目的から鑑み、平成20年度以降は歴史的公文書および古文書・私文書のうち神奈川県内の地域資料を中心に紹介する展示へと変更された。
- (15) 神奈川県立文化資料館『文化資料館資料目録 古文書の部 第三集 (山口コレクション)』(1979年)
- (16) 神奈川県立文化資料館『神奈川県立文化資料館の20年』(1992年)
- (17) 文化資料館で所蔵していた「尾崎文庫」(歌人尾崎孝子氏旧蔵資料)は現在図書館が所蔵している。
- (18) 図書館法 (e-Gov 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000118>(2022. 3. 1現在))
- (19) 神奈川県立図書館条例 (<https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/uploads/2020/12/jyourei2018.pdf> (2022. 3. 1現在))
- (20) 当館収蔵資料の整理・公開状況については、当館ホームページ「古文書・私文書資料群一覧 (<https://archives.pref.kanagawa.jp/www/contents/1549514843726/index.html> (2022. 3. 1現在))」を参照のこと。